

令和6年（行ウ）第1号 決定処分に係る執行停止処分の取消請求事件
 原告 宮部龍彦
 被告 新潟県

準備書面 (3)

令和6年9月12日

新潟地方裁判所第二民事部合議係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	鶴	巻	克	恕
同	弁護士	鶴	巻	浩	憲
同	弁護士	秦		慶	子



1 はじめに

原告がその準備書面1の3頁6～12行目で引用する東京地判平成28年11月29日判タ1445号189頁（以下「東京地裁平成28年判決」という。）は、「執行不停止」の事案に関するものであって、行審法に基づく執行停止の申立てに対する諾否の決定一般につき処分性を認めたものではないと考える。

しかしながら、仮に、東京地裁平成28年判決が、「執行停止」「執行不停止」を問わず、行審法に基づく執行停止の申立てに対する諾否の決定一般につき処分性を認めたものであったとしても、同判決は、行審法上、執行停止の申立権が認められている審査請求人による執行停止の申立てを拒否した行政庁の行為について、当該審査請求人の提起した取消訴訟において処分性を肯定したものであるのに対し、本件訴えは、行審法上、執行停止の申立権も、執行停止に対する異議申立権も認められていない原告が提起した取消訴訟であるという点で、大きく事案が異なる。

すなわち、東京地裁平成28年判決は、法令上の申請権が認められている場合における行政庁の諾否の決定は、当該申請に対する公権的な判断

を示すことによって、法令により付与された申請人の権利に対して法的効果を及ぼすものであるとの考えに基づき、処分性を肯定したものである。

これに対し、本件原告には、行審法上、執行停止の申立権も、執行停止に対する異議申立権も認められていないことから、本件執行停止は、少なくとも、原告との関係においては、「法令上の申請権が認められている場合における行政庁の諾否の決定」に該当しない。

よって、仮に、東京地裁平成28年判決が、「執行停止」「執行不停止」を問わず、行審法に基づく執行停止の申立てに対する諾否の決定一般につき処分性を認めたものであったとしても、同判決の判断は本件事案には当てはまらない。

このことは、本件執行停止の名宛人（相手方）でない原告による本件訴訟提起が認められるかどうか、すなわち、「原告適格」（行訴法9条）の問題とも思われることから、以下、この点について述べる。

2 「原告適格」を欠くこと

ア 行審法9条1項は、「処分の取消しの訴え…は、当該処分…の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者…に限り、提起することができる。」と定めている。

この「法律上の利益」について、最高裁判例は、「法律上保護された利益説」、すなわち、処分を行う権限を行政庁に付与する規定及びその要件を定める規定が特定の範囲の個人の権利利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課している場合には、当該根拠法規によって保護の対象とされた権利利益の帰属主体である者は、当該行政処分の取消を求める原告適格を有するとの見解を採ることを明らかにしつつ、処分の根拠法規の解釈という手法を採りながら、関連法令の趣旨及び目的、並びに当該処分の結果侵害される利益の内容及び程度を考慮する立場を採っている。

これを踏まえて、行訴法9条2項は、「処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当

該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。」と規定している。

イ 上記を前提として本件について検討する。

まず、本件執行停止は、審査請求人（訴外部落解放同盟新潟県連合会）の申立てを認める、審査請求人を名宛人（相手方）とする決定であって、原告を名宛人（相手方）とするものではないため、原告は、行訴法9条2項にいう「処分の相手方以外の者」に該当する。

次に、「法律上の利益」の有無を検討するに、行審法上、審査請求人以外の者には執行停止の申立権が認められず、また、執行停止に対する異議申立権については、執行停止の申立てをした審査請求人にも、執行停止の対象となる原処分の名宛人にも、行審法上は一切認められていない。

また、執行停止の要件について定める行審法25条は、執行停止の対象となる原処分の名宛人等、特定の個人の権利利益の保護を目的とした制約を何ら課していないことから、同法が原告の権利利益の保護を目的とするものでないことは明らかである。

なお、行審法25条4項但書きは、重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときでも、①公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は、②本案について理由がないとみえるときは執行停止義務はないとし、同法26条は、①執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は執行停止を取り消すことができるものとしているが、上記①は、公益の実現を目的とする制約であって、執行停止の対象となる原処分の名宛人の権利利益の保護を目的とするものではないから、かかる制約によって原告がたまたま利益を受けたとしても、それは単なる反射的利益に留まり、「法律上の利益」には該当しない。また、上記②は、執行停止が本案の主張が通ることを前提とするものであることから、本案請求に理由がない

ことが主張自体もしくは疎明資料より明らかである場合にまで執行停止を認めることは制度趣旨に合致せず、申立人の権利保全の目的に照らしても必要性がないために設けられた制約であり、原告個人の権利利益の保護を目的とするものではない。

さらに、本件執行停止の結果、原告について何らかの具体的な権利利益が害されるかどうか検討してみても、行審法上の執行停止は、判決による終局判断までの間、原判決の執行を一時的に停止する効力を有する暫定的かつ付随的措置に過ぎず、本件においては、原告が公開を請求した行政文書の部分公開の執行が一時的に停止されるに留まるため、原告の具体的な権利利益の侵害は認められない。

この点に関しては、原告自ら、口頭弁論期日において、「執行停止をしなくとも、マスキングの結果、いわゆる「のり弁状態」の（ほとんどの箇所が隠されている）文書が公開されるだけである」旨述べていたものであり、原告においては、本件原処分がなされても、停止されても、何ら具体的な権利利益に影響するものでないことが明らかである。

よって、原告には、本件執行停止の取消しに係る「法律上の利益」は認められず、本件訴訟を提起する「原告適格」はない。

ウ 以上のおりであり、原告適格を有さない者による取消訴訟の提起は違法であるから（行訴法9条1項）、直ちに却下されるべきである。

3 本件執行停止が行審法25条2項の要件を満たすこと（本案の答弁）

本件執行停止に処分性が認められないこと及び原告適格を欠いていることは前記のとおりであるが、仮に、これらが認められる場合であっても、本件執行停止が行審法25条各項の要件を満たし、適法であることは既に被告準備書面(1)で述べたとおりである。

以上